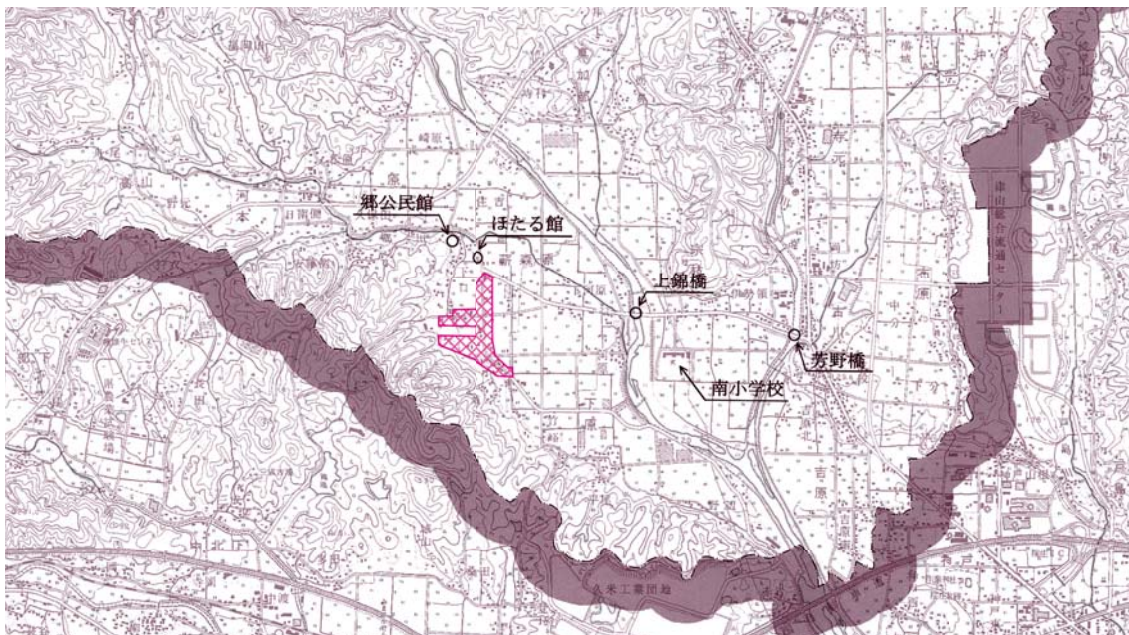


下水道の利用についてのお知らせ

下水道供用開始について

公共下水道鏡野処理区は、毎年区域を広げて整備を進めています。平成30年3月31日より赤色で着色している地域で、新たに下水道を利用できるようになりました。



下水道の利用が可能な地域の皆さまへ

●水洗化にしましょう！

美しい自然と快適な生活を営むため、下水道への接続をお願いします。

供用開始から3年以内ですと、補助金も交付されます。早期の水洗化に御協力をお願いします。

下水道を使用するには、排水設備の工事が必要です。

●下水道使用上の注意！

下水道に、何でも流していいとは限りません。

次の事を守りましょう！

- ・野菜くず、油類、毛髪、布くず、トイレットペーパー以外の紙類、ビニール類を流さないようにしましょう。管が詰まったり、ポンプ故障の原因になります。

下水道をご利用の皆さまへ

鏡野町では一般家庭の下水道料金は家に住んでいる人数で算定しています。

住んでいる人数が減った場合は必ず届出が必要です。

○住んでいる人数が増えた場合（出生、転入等）は毎年5月に役場で調査し確認しますので、**届出の必要はありません。**

○住んでいる人数が減る場合（進学、転出等）には**書類を提出していただく必要があります。**

※住んでいる人が亡くなられた場合は、役場で確認出来ますので届出の必要はありません。

書類は町ホームページ、上下水道課、各振興センターにあります。

お問い合わせ先 鏡野町上下水道課 下水道係 電話(0868)54-0001